

私は、議案第26号 桜井市職員の給与の臨時特例に関する条例について、反対の立場から討論をおこないます。

安倍内閣は、1月24日に「公務員給与改定に関する、取扱いについて」との閣議決定をおこない、このなかで「国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」として、1月28日には異例の総務大臣書簡を、各自治体首長・議会議長に対して送付しました。

これを受けた、全国の地方自治体における「職員の賃金引下げ」が、今、大きな話題・問題となっています。

地方自治法には、法律の目的（第1条）のなかで、「地方行政の計画的な運営を保障する」とし、運営の基本（第3条）のなかでは、「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨（ほんし）を尊重し、条件をつけ、又その用途を制限してはならない」と規定されています。

今回の安倍政権の強制的な手法は、地方交付税から賃下げ分の削減を一方的におこない、そのうえで地方に対して「要請」をするというものです。これは要請とはいえるものではなく、地方の独自財源を国が一方的に奪い、賃下げを強要するもので、地方交付税の趣旨（しゅし）にも反しています。

今回の条例案では、条例の施行から平成26年3月31日までの間という期間限定的なものでありますが、この間の削減額は8千725万円にもなります。

今回の議案第26号 桜井市職員の給与の臨時特例に関する条例案については、職員の暮らしに大きな影響を及ぼすとともに、農協、福祉・医療などの人勸準拠・公務員準拠の労働者にも影響を及ぼし、ひいては県内消費と内需拡大にも冷や水をかけることになることから、反対の態度表明をおこなうものであります。

議員のみなさんのご賛同を賜りますよう、こころからお願いを申し上げまして、私の反対討論を終わります。